高齢者の暮らしを応援!

地域包括支援センターだより

問長寿支援課（金屋庁舎）

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

おたっしゃさ～ん!

～これからも現役!いつまでも現役!～

峯 梅代 さん（96歳）

峯さんは、寒い時期は鍋、暑い時期は食べやすいものなど、季節に合った献立を自分で調理しています。先生から「しっかり歩きましょう」とアドバイスを受け、お天気のいい日は畑やお墓、近くの移動販売まで歩いて出掛けています。家の中でゆっくりしているのがもったいないと思われるそうです。ほぼ1年中畑で野菜を作り、子どもや孫、近所の人など、来てくれた人にあげるのが何よりの楽しみだそうです。お正月には毎年巻きずしを作って子どもたちに配るのが恒例行事です。体が動き、痛みもなく元気に過ごせるのは健康に生んでくれた両親とご先祖様のおかげと、毎日仏壇に手を合わせ感謝されています。これからも自宅で過ごしたいとにこやかに話してくれました。

※「おたっしゃさ～ん」募集中！自薦他薦は問いません。ご連絡お待ちしています！

早期の相談と見守りで虐待の当事者にさせない取り組みを

有田川町地域包括支援センターでは、高齢者が家族などから虐待を受けた際の対応を行っています。
高齢者虐待防止法では、下記のようなことが虐待と定められています。

種類	例
身体的虐待	たたく、つねる、意図的に外に出させない、薬を過剰に飲ませる　など
介護世話の放棄・放任	十分な食事や水分を取らせない、不衛生な環境で放置する　など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、子ども扱いする　など
性的虐待	罰として下半身を裸にし放置する、性的な暴力やいたずらをする　など
経済的虐待	年金や預貯金を本人の意思や利益に反して利用する　など

一人で悩まず相談してください

高齢者虐待は誰にでも起こりうる問題です。虐待が起こる要因を見つけ、虐待されている人・虐待してしまう人どちらも支援することが必要です。皆さまからの相談が、高齢者虐待の防止や早期発見につながります。何かお気付きの際は、有田川町地域包括支援センター（☎22-4502）までご相談ください。